

第三次滋賀県廃棄物処理計画（答申案）

平成 2 2 年 月
滋賀県環境審議会

目次

第1章 計画の位置づけと近年の関係政策の動向

第1 計画の位置づけ等	・・・・・・・・・・・・・・・・ p 1
第2 近年の廃棄物政策の動向	・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 廃棄物の排出や処理の状況、将来見込み、課題

第1 廃棄物の排出および処理の状況	・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
第2 第二次計画目標値の達成状況	・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
第3 排出量等の将来見込み	・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
第4 課題	・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第3章 計画の基本方針と目標

第1 基本方針	・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
第2 計画の目標	・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第4章 計画の推進に向けた取組

第1 3R推進の取組	・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
第2 適正処理の推進の取組	・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
第3 その他循環型社会の進展に資する取組	・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第5章 計画の推進

第1 推進体制	・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
第2 進行管理	・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第1章 計画の位置づけと近年の関係政策の動向

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき平成18年6月に策定した「第二次滋賀県廃棄物処理計画」が終期を向かえることから、この間の廃棄物の排出の実態や目標の達成状況等を踏まえて見直しを行い、「第三次滋賀県廃棄物処理計画」を策定しました。

本計画は、資源循環型社会の形成と適正な廃棄物処理の推進をうたった第二次計画の基本的な考え方を引継ぎ、近年の廃棄物処理の状況や関係政策の動向から循環型社会の形成を一層進めるため、必要な見直しを行ったものです。

第1 計画の位置づけ等

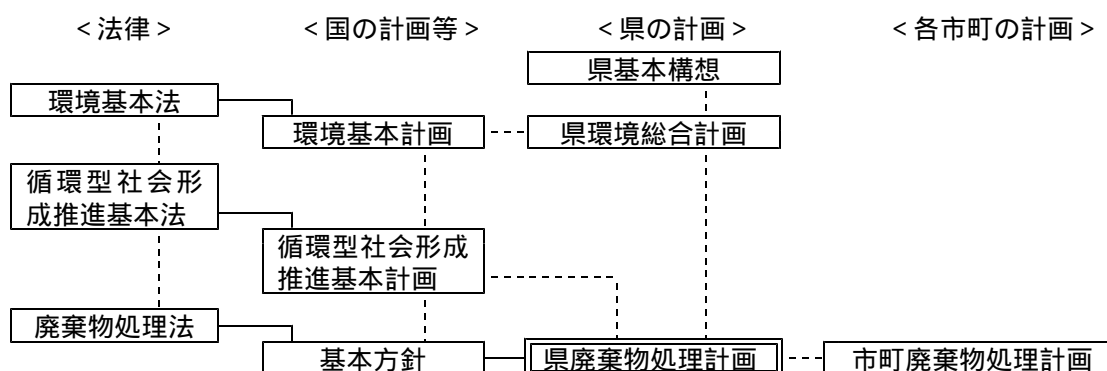
1. 計画の位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号、以下「廃棄物処理法」という。)第5条の5第1項の規定に基づき定める計画です。

滋賀県環境総合計画と整合を図り、本県における取り組むべき廃棄物処理および資源循環に関する対策を総合的に推進するための計画です。(図表1.1)

各市町の一般廃棄物処理計画等と一体となって取り組むための計画です。

<図表1.1 県廃棄物処理計画と関連計画等との関係>



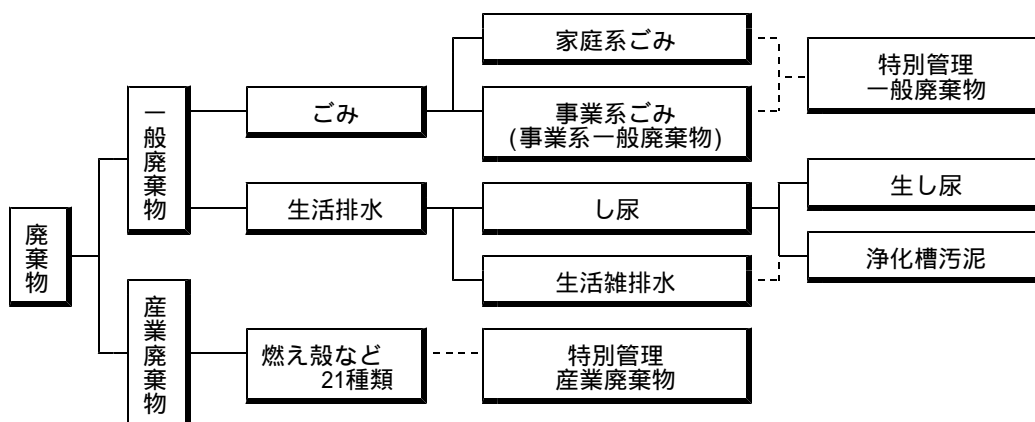
2. 計画期間

本計画の期間は、平成23年度(2011年度)から平成27年度(2015年度)までの5年間とします。なお、今後の経済社会情勢の変化や廃棄物の処理および資源循環に関する法制度の改正等の内容によっては、計画期間内であっても必要な見直しを行うものとします。

3. 計画の対象とする廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、全ての一般廃棄物および産業廃棄物とします。(図表1.2)

<図表1.2 廃棄物の種類・体系>



第2 近年の廃棄物政策の動向

1. 国の動向

第二次滋賀県廃棄物処理計画の策定(平成18年6月)以降、国においては、第二次循環型社会形成推進基本計画が策定(平成20年3月)され、低炭素社会との取り組みの統合による循環型社会の形成を一層推進することとされました。また、廃棄物処理法が改正(平成22年5月)され、適正処理対策の一層の強化等が図られています。

2. 県の動向

県においては、県の環境行政の基本計画である「第三次滋賀県環境総合計画」を策定(平成21年12月)しました。

第三次滋賀県環境総合計画においては、「持続可能な滋賀社会づくり」を目指すべき将来の姿と位置づけ、健全な県土の保全と良好な生活環境の確保に向けた施策を基礎としながら、地球温暖化問題に対応する「低炭素社会づくり」、資源の消費を抑制し環境への負荷を低減する「循環型社会づくり」、生態系が維持・回復され、自然と人間が共生する「自然共生社会づくり」の3つの側面から取り組むこととしています。廃棄物の3R^{注)}などの資源循環の取組については、この中の「循環型社会づくり」で取り上げられています。

また、監視指導の徹底を図るため、平成21年2月に「滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱」(以下、「県適正処理推進要綱」という。)を策定しました。(図表1.3)

注) 廃棄物の3R; ごみを減らす次の3つの取組について、それぞれのキーワードの頭文字をとって「3R」と呼んでいるものです
 リデュース (Reduce); ごみをへらすこと、ごみになるものなどを買わないこと
 リユース (Reuse); くりかえし使うこと
 リサイクル (Recycle); 原材料に戻して使うこと、別のものにして使うこと

< 図表1.3 各関連法と滋賀県の近年の主な動き >

年度	国	滋賀県
平成 7(1995)年度 平成10(1998)年度	容器包装リサイクル法制定 家電リサイクル法制定	第四次産業廃棄物処理基本計画策定 一般廃棄物広域化計画策定
平成11(1999)年度 平成12(2000)年度	ダイオキシン類特別対策措置法制定 循環型社会形成推進基本法制定 建設リサイクル法制定 食品リサイクル法制定 グリーン購入法制定	
平成13(2001)年度	PCB特別措置法制定	ごみ散乱防止条例改正 <u>廃棄物処理計画策定</u>
平成14(2002)年度 平成15(2003)年度 平成16(2004)年度 平成17(2005)年度 平成18(2006)年度 平成19(2007)年度 平成20(2008)年度 平成21(2009)年度 平成22(2010)年度	自動車リサイクル法制定 循環型社会形成推進基本計画策定 PCB廃棄物処理基本計画策定 廃棄物処理法基本方針改正 ² 第二次循環型社会形成推進基本計画策定 廃棄物処理法改正 ¹ 廃棄物処理法基本方針改正 ²	産業廃棄物税条例制定 新環境総合計画策定 PCB廃棄物処理計画策定 <u>第二次廃棄物処理計画策定</u> 産業廃棄物適正処理推進要綱制定 第三次環境総合計画策定

1 ; 廃棄物処理法は、平成9年の改正以降、平成12年、15年、16年、17年、18年、22年に改正

2 ; 廃棄物処理法第5条の2に基づき国が作成する、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

第2章 廃棄物の排出や処理の状況、将来見込み、課題

第1 廃棄物の排出および処理の状況

1. 一般廃棄物

近年の、一般廃棄物の排出および処理の概要は次のとおりです。

排出量 総排出量、1人1日あたりの排出量（排出原単位）ともに近年は横ばい状況にありましたが、平成20年度には減少傾向に転じました。（図表2.1～2.2）

再生利用 容器包装リサイクル法等による分別回収が進んだ結果、再生利用率は横ばいの状況となっており、資源化の更なる進展の余地は小さくなりつつあります。一方で、平成15年度から平成20年度にかけてごみの総排出量が約7%減少する中、資源ごみとして排出されたペットボトルの量は約1.2倍に増加しており、リサイクルが排出量の増大を招く結果となっていることがうかがえます。（図表2.3～2.5）

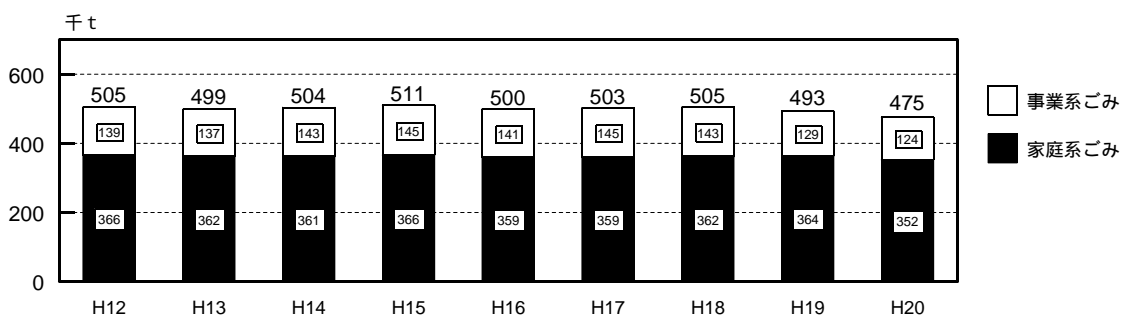
最終処分 最終処分量は減少傾向が続いており、1人1日当たりの最終処分量も、全国値より一割程度低い値となっています。なお、最終処分の約5割は大阪湾フェニックス事業に依存しています。

一般廃棄物処理施設 焼却施設は運転期間が長期にわたる施設が多くなっています。また、焼却処理量当たりの発電電力量は全都道府県中45位（平成20年度）と下位に位置しています。

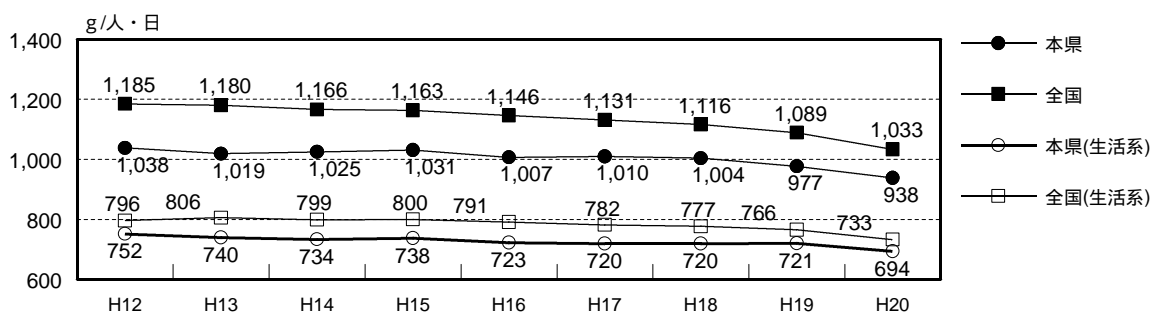
し尿 下水道や浄化槽の整備が進んで水洗化率は92.3%に達し、し尿処理プラントの処理量は減少しています。

散在性ごみ 様々な環境美化活動の結果、減少傾向にあります。（図表2.6）

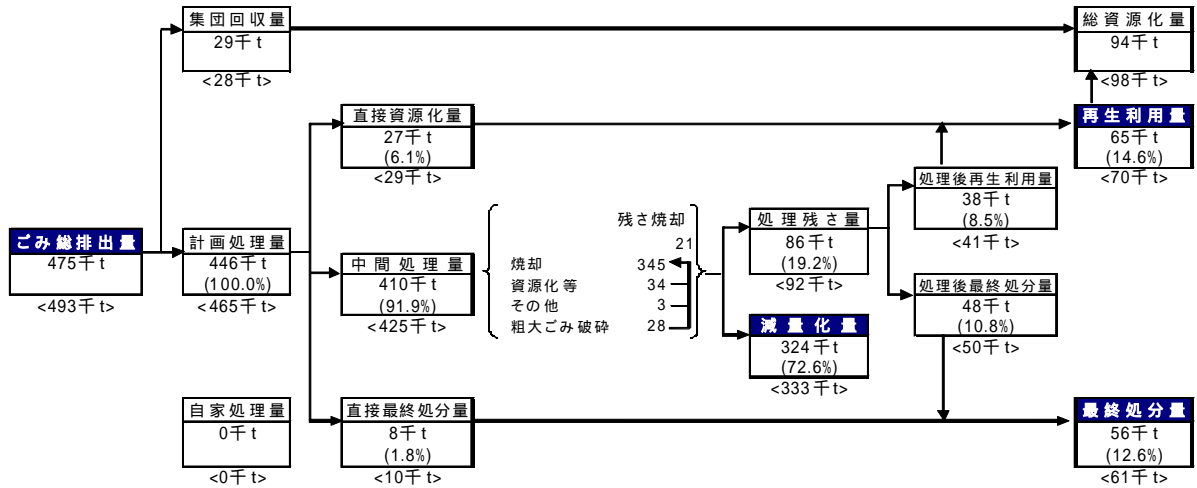
< 図表2.1 本県のごみ排出量の推移 >



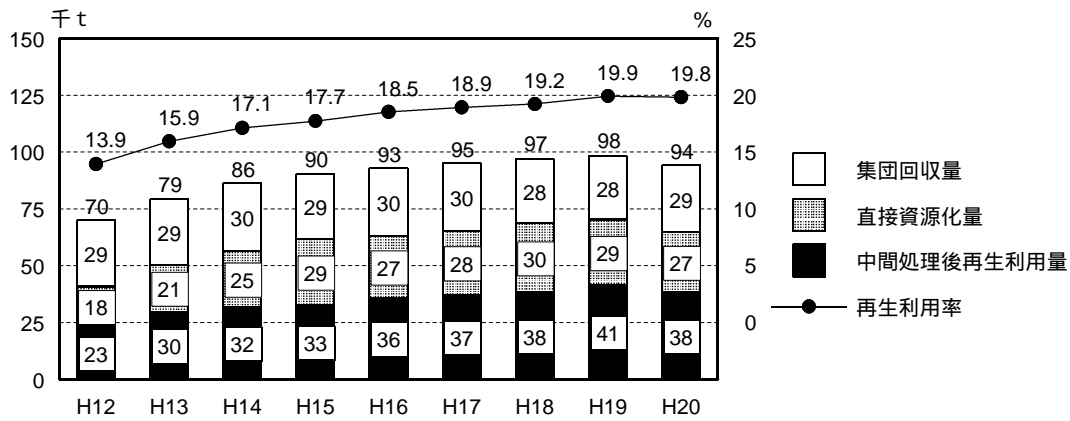
< 図表2.2 ごみの1人1日当たりの排出量の推移 >



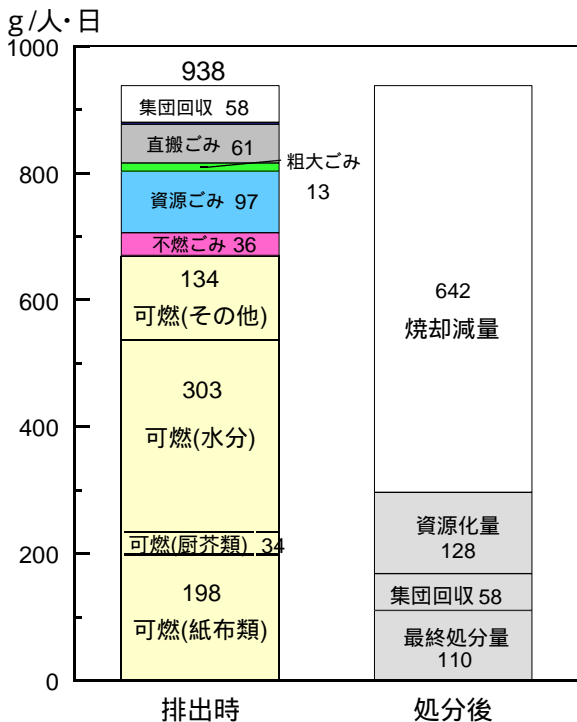
< 図表2.3 一般廃棄物の処理フロー > (平成20年度)



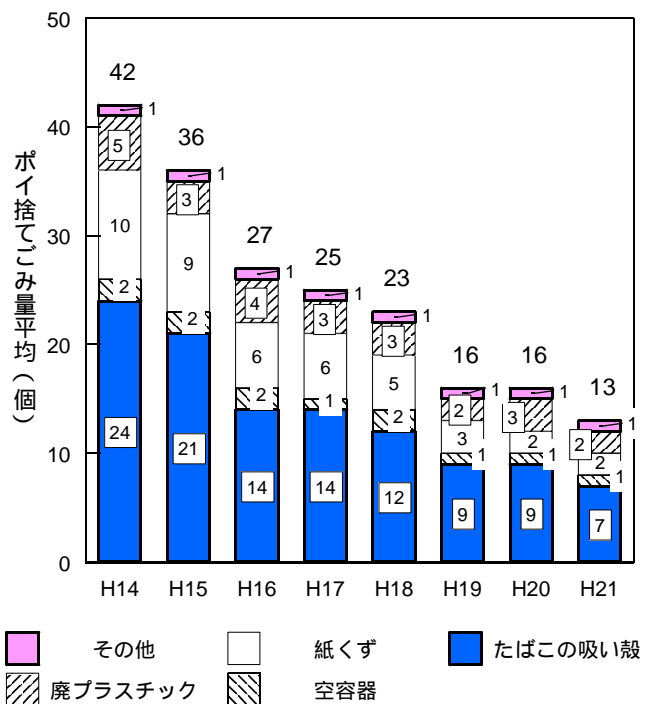
< 図表2.4 資源化量と再生利用率の推移 >



< 図表2.5 ごみの組成について (焼却ごみの組成から推計、排出原単位表示) > (平成20年度)



< 図表2.6 道路等100m当たりの1日のポイ捨てごみ量平均の推移 >



2. 産業廃棄物

近年の、産業廃棄物の排出および処理の概要は次のとおりです。

排出量 近年横ばいで推移していましたが、平成20年度には減少に転じました。(図表2.7)

処理状況 平成20年度には、排出量のうち46%が再生利用され、2.9%にあたる112千トンが最終処分されました。再生利用率、最終処分量ともに、近年は横ばい状況となっています(図表2.8~2.10)

処理に係る許可業者 収集運搬業の許可業者数は増加し、処分業の許可業者数はほぼ横ばいとなっています。

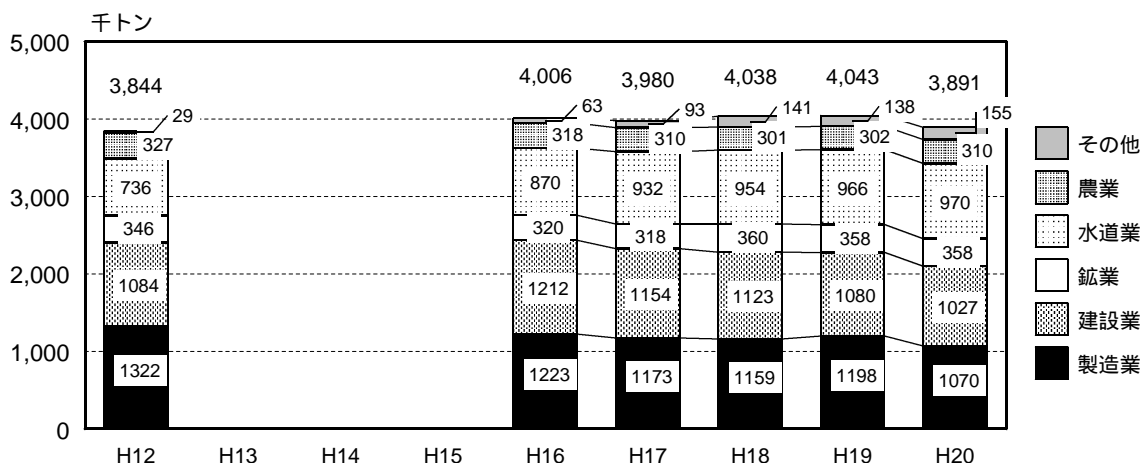
産業廃棄物処理施設 焼却施設が減少する一方、廃プラスチック類の破砕施設は施設数、処理能力ともに増加し、燃料化等の資源化処理が進行しているものとみられます。

公共関与による最終処分場として県内唯一となる(財)滋賀県環境事業公社が管理型最終処分場を平成20年10月より供用開始しました。

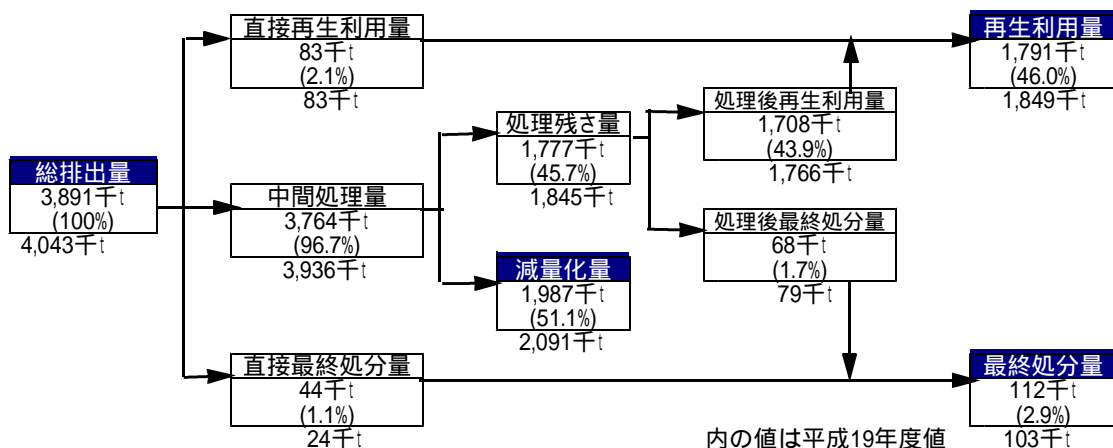
電子マニフェスト利用率 県内で交付されるマニフェストのうち、電子マニフェストの利用率は17%(平成20年度)となっています。(図表2.11)

不法投棄等 新たに発覚する不法投棄等(不適正保管、不法投棄、野外焼却)の件数は、年々減少傾向にあるものの撲滅には至っていません。(図表2.12)

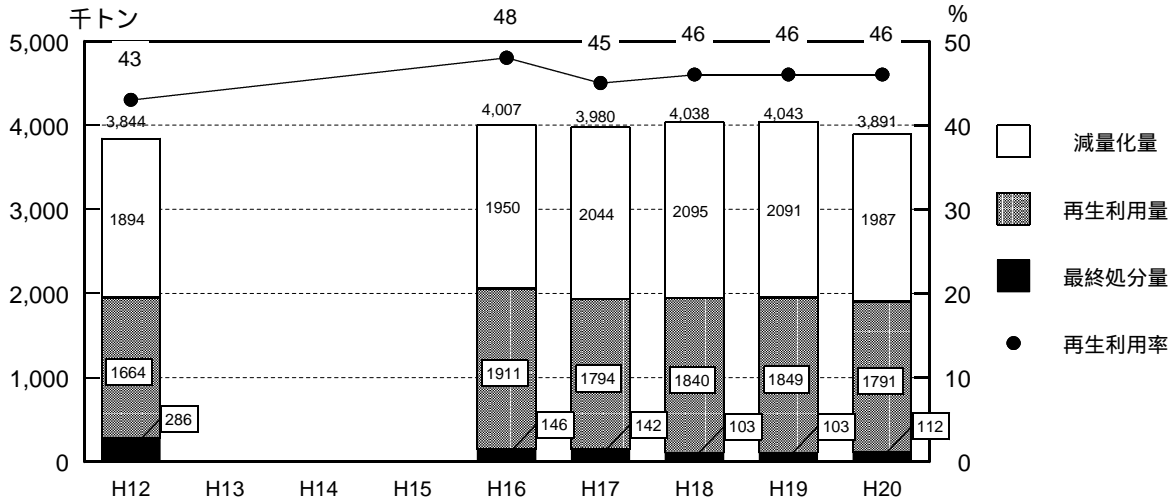
<図表2.7 産業廃棄物の排出量の推移>



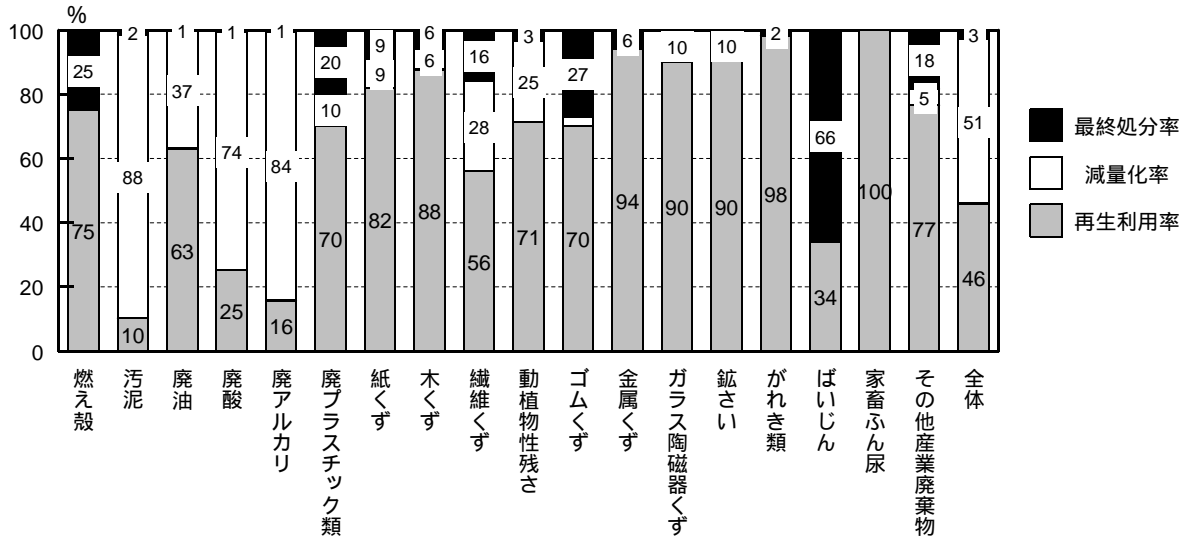
<図表2.8 産業廃棄物の処理フロー> (平成20年度)



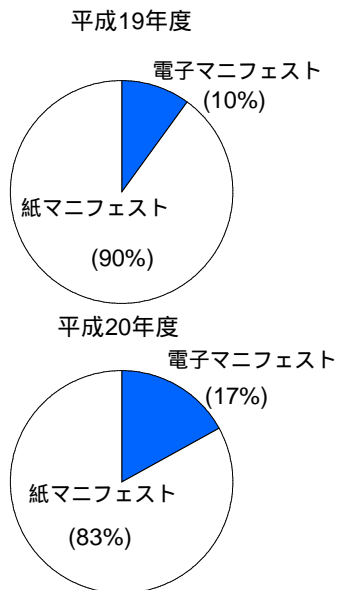
< 図表2.9 産業廃棄物の処理状況の推移 >



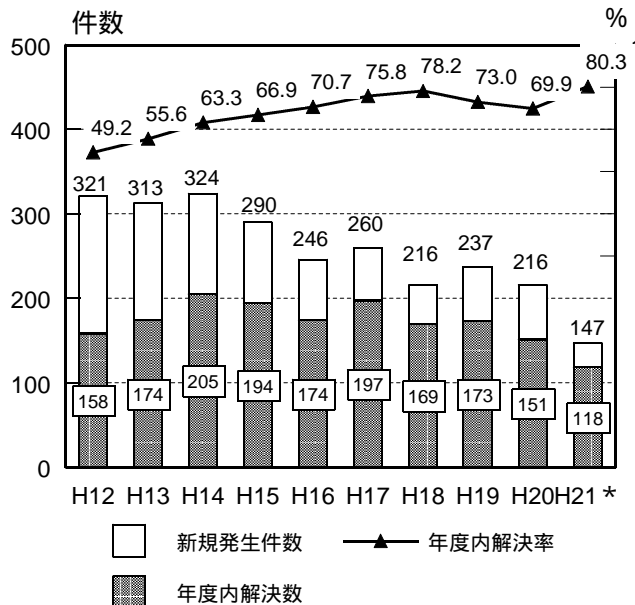
< 図表2.10 産業廃棄物の品目別処理の状況 > (平成20年度)



< 図表2.11 電子 manifests の利用率の推移 >



< 図表2.12 産業廃棄物の不法投棄等の新規発生件数とその年度内解決率の推移 >



第2 第二次計画目標値の達成状況

1. 一般廃棄物

平成20年度において、「総排出量」、「1人1日あたりの排出量」は既に目標を達成しましたが、「総資源化量」、「再生利用率」、「単純処理された量」は目標まで至っておらず、現状で推移すれば達成は難しいと推測されます。(図表2.13~2.14)

「総資源化量」や「再生利用率」が目標に達しない原因については、総排出量が減少に転じ、資源化されるごみの量も減少したことが一因と考えられます。また、「単純処理された量」については、焼却施設の更新が遅れ、発電等熱利用施設を備えた施設の整備が進んでいないことなどが原因として挙げられます。なお、「最終処分量」については近年の推移から、目標を達成すると見込まれます。

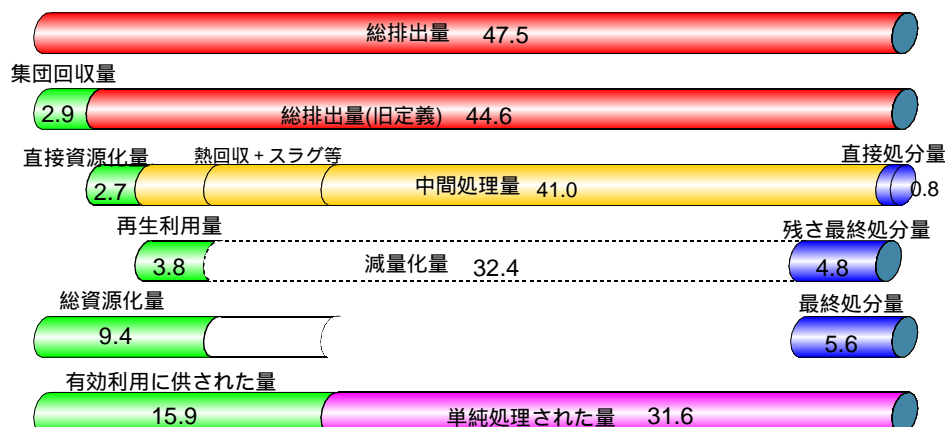
生活排水を処理する下水道や浄化槽等の施設の整備率を表す「污水处理施設整備率」は、目標値100%に対して97.8%（平成21年度末）となっており、引き続き「滋賀県污水处理施設整備構想」により計画的に整備を図っていく必要があります。(図表2.15)

<図表2.13 目標の達成状況>

指 標		目標値 平成22年度	実績値			進捗状況
			平成18年度	平成19年度	平成20年度	
総排出量 1	万 t	47	47.6	46.5	44.6	達成
1人1日あたりのごみの排出量 1	g/人・日	900	948	922	880	達成
総資源化量	万 t	12	9.7	9.8	9.4	未達成
再生利用率 2 (リサイクル率)	%	26	19.2	19.9	19.8	未達成
最終処分量	万 t	5	6.7	6.1	5.6	未達成
単純処理された量	万 t	21	36.7	32.4	31.6	未達成

- 1 旧定義で設定；総排出量（旧定義）＝市町の計画収集量＋市町への直接搬入量＋自家処理量
1人1日あたりのごみの排出量＝総排出量（旧定義）÷人口÷年日数
- 2 再生利用率＝総資源化量÷（総排出量＋集団回収量）×100%

<図表2.14 指標の概念図>



<図表2.15 生活排水処理に関する目標と進捗状況>

	目標値(平成22年度)	実績値(平成21年度末)	進捗状況
污水处理施設整備率(%)	100	97.8	未達成

2. 産業廃棄物

平成20年度において、「総排出量」、「発生量」、「最終処分量」は既に目標を達成しましたが、「再生利用量」、「再生利用率」、「資源化されない量」は目標まで至っておらず、達成は困難と推測されます。(図表2.16～2.17)

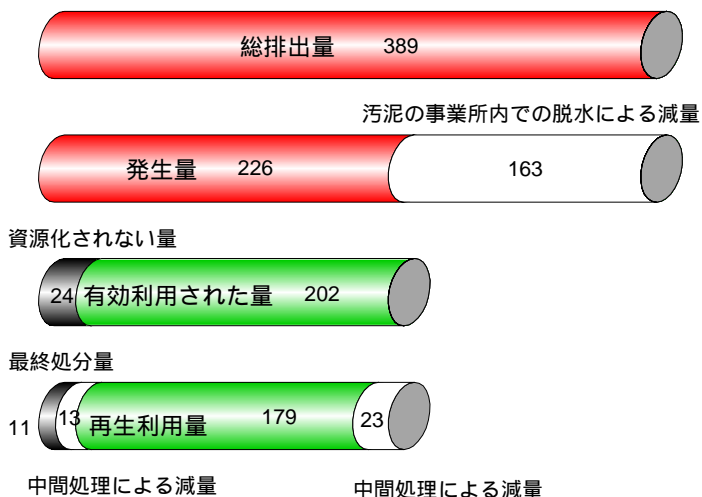
再生利用については、脱水後の廃棄物重量を分母として再生利用された量の比率(有効利用率)で見ると89%にまで及んでおり、かつ横ばいで推移していることから、資源化は限界に近づきつつある状況と考えられます。(図表2.18)

<図表2.16 目標の達成状況>

指 標	目 標 値 平成22年度	実 績 値			進 捗 状 況	
		平成18年度	平成19年度	平成20年度		
総排出量	万 t	403	403.8	404.3	389.1	達成
発生量	万 t	233	235	234	226	達成
再生利用量	万 t	200	184.0	184.9	179.1	未達成
再生利用率	%	50	45.6	45.7	46.0	未達成
資源化されない量	万 t	20	24	25	24	未達成
最終処分量	万 t	13	10.3	10.3	11.2	達成

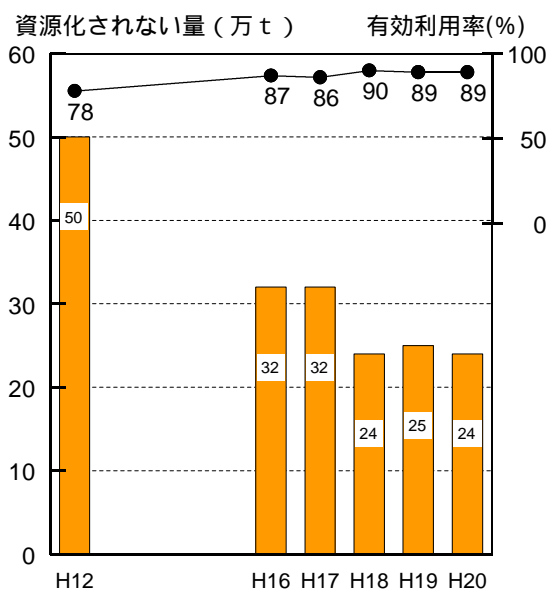
<図表2.17 指標の概念図> (値はH20値(万t))

(数値はH20年度実績、単位:万t)



- 再生利用率は、 / × 100%
- 有効利用率は、 / × 100%

<図表2.18 資源化されない量の推移>

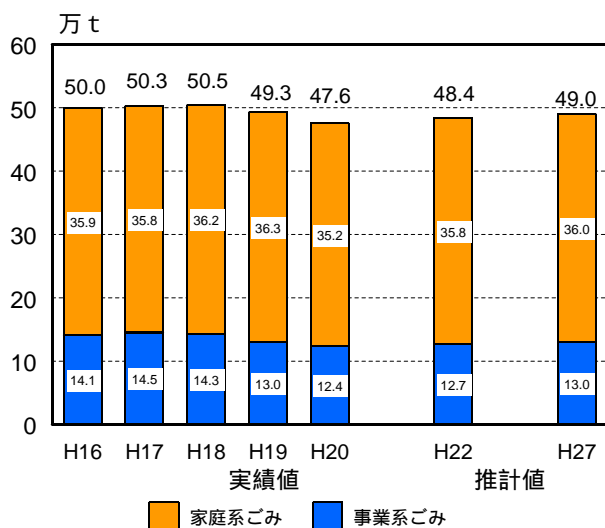


第3 排出量等の将来見込み

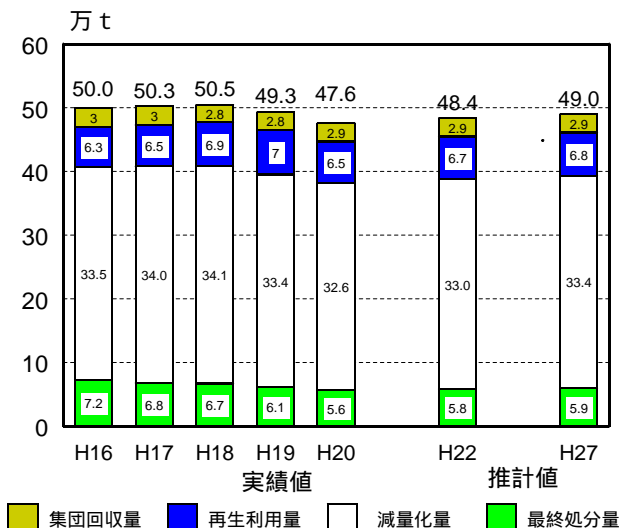
1. 一般廃棄物の総排出量および処理量の将来見込み

一般廃棄物の総排出量および処理量は、現状の傾向が継続するものと想定すると平成27年度に総排出量は49.0万t、処理量の内訳は再生利用量9.7万t、最終処分量5.9万t、減量33.4万tと推計されます。(図表2.19~2.20)(推計の手法は参考資料に掲載)

<図表2.19 総排出量の将来見込み>



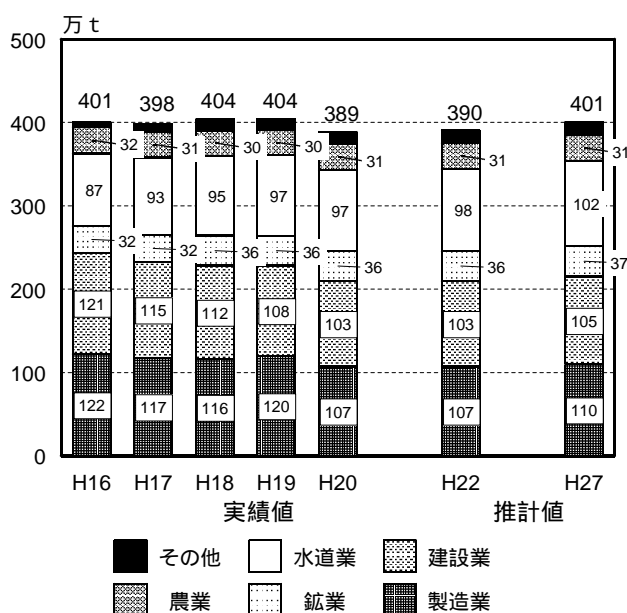
<図表2.20 処理量の将来見込み>



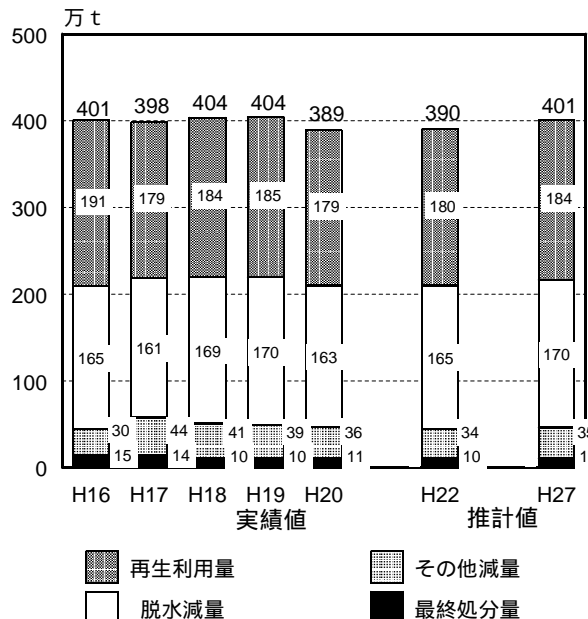
2. 産業廃棄物の総排出量および処理量の将来見込み

産業廃棄物の総排出量および処理量は、現状の傾向が継続すると想定すると、平成27年度には、総排出量は401万t、再生利用量184万t、最終処分量11万t、減量206万tになると推計されます。(図表2.21~2.22)(推計の手法は、参考資料に掲載)

<図表2.21 総排出量の将来見込み>



<図表2.22 処理量の将来見込み>



第4 課題

1. 一般廃棄物

総排出量は減少傾向にあるものの、例えば、資源ごみとして排出されたペットボトルは増加しており、リサイクルが排出量の増大を招く結果となっていることがうかがえます。リサイクルよりも環境負荷を抑制する効果が大きい排出抑制や再使用の取組の推進が求められます。

容器包装の分別収集を拡大する取組が一段落し、再生利用率は上昇から横ばいに転じています。ごみの排出量も減少するなかで再生利用率が今後増加する余地は少なくなりつつありますが、例えば、焼却ごみとして排出されている雑紙の回収などの分別の余地は残っており、こうした取組の向上が求められます。

今後とも計画的に一般廃棄物処理施設の更新等を進める必要があります。また、焼却施設での熱利用（サーマルリサイクル）は、焼却ごみ量あたりの発電量で見ると平成20年度で全国47都道府県中第45位となっており、熱利用の促進が求められます。

天然資源の枯渇や温暖化などの地球環境問題への対策にも通じる3Rの取組を、各主体において自らの問題として行動につなげるため、処理における3Rの状況や効果などの分かりやすい情報の発信が求められます。

路上等での散在性ごみについては、近年その量は減少傾向にあるものの、今後とも、ポイ捨てさせない環境の醸成に効果的な取組が求められます。

2. 産業廃棄物

有効利用率は、平成16年度以降9割程度と高いレベルにあって再生利用が進んでいます。こうした状況でさらに再生利用を推進することは、かえって処理に伴うエネルギー利用量の増加を招く可能性もあります。資源の循環だけではなく、様々な環境負荷にも配慮するための情報の発信が求められます。

処理施設については、排出事業者や処理業者において適切な整備が図られるよう、産業廃棄物の処理に関する適確な情報の発信が求められます。

また、処理における安全と信頼を確保するため、今後とも処理事業者等の監視・指導の徹底が必要です。さらに事業者に対し改正された法制度等を周知するとともに、排出事業者や処理業者の優良化の推進が求められます。

不法投棄等の件数は、年々減少傾向にあります。撲滅には至っておらず、今後とも、監視体制の強化による未然防止対策や、迅速かつ厳正な対応による是正措置対策が求められます。

第3章 計画の基本方針と目標

第1 基本方針

前章で述べた課題の対応に向けて、今後の方向性としては、「より環境への負荷が少ない取組を優先した3Rの推進」と「適正処理の確保の徹底」が求められます。

循環型社会形成推進基本法第5条から第7条で規定される、

排出抑制>再使用>再生利用>熱利用>適正処分

これまでの取組で、リサイクル（再生利用）が定着してきましたが、今後は、リサイクルに先立ち優先すべきリデュース（廃棄物の排出抑制）やリユース（再使用）の取組の裾野を広げていく必要があり、温室効果ガスの削減が図れる廃棄物の3R取組の強化（ステップアップ）を進めるべきです。

これらのことから、次のとおり本計画の推進に当たっての今後の方向性と、その方向性に即した取組を主要なテーマ毎に実効的に進めるための次の3つの基本方針を設定することとします。

今後の方向性

廃棄物の排出抑制に重点をおく 3R取組のステップアップにより
持続可能な滋賀社会づくりを進める

3つの基本方針

1. 日常生活や事業活動をさらに省資源・循環型に転換し、出してからではなく出る前での廃棄物の減量を進めるリデュース(排出抑制)やリユース(再使用)を促進する
2. 温室効果ガスの削減につなげるため、3R取組とりわけリデュースや省エネ・熱利用型の処理を促進する
3. 循環型社会を支える廃棄物の適正処理の徹底を図る

第2 計画の目標

これら3つの基本方針について、計画の目標年度である平成27年度での取組および減量の目標を次のとおり設定します。

《取組の目標》

基本方針1；日常生活や事業活動を省資源・循環型にさらに転換し、出してからではなく出る前での廃棄物の減量を進めるリデュースやリユースを促進する

基本方針2；温室効果ガスの削減につなげるため3R取組、とりわけ排出抑制や省エネ・熱利用型の処理を促進する

一般廃棄物について、県民によるリデュース・リユース等の取組を一層促進するため、県や市町ではその取組手法やごみ減量・温室効果ガスの削減等についての情報を提供。また、県や市町が催す様々な機会を通じてこれらの情報を広く活用

産業廃棄物について、処理に伴う環境負荷の低減を促進するために、処理の状況や先進事例等の情報を整理・提供するとともに、事業者団体との定期的な情報交換等を実施

買い物時のマイバッグ持参率を80%に増加させる

「買い物ごみ減量推進フォーラムしが」に参加するスーパーマーケットの食料品売り場における割合、平成21年度；50%

グリーン購入推進団体の会員を通じた消費者に対する普及啓発およびその活動実績の情報発信を実施

市町ごみ焼却施設の更新計画に当たって、発電等熱利用施設を盛り込む

<基本方針3；循環型社会を支える廃棄物の適正処理の徹底を図る>

県許可に係る全ての廃棄物の処理施設や処分業者への毎年度立入検査を実施

電子マニフェスト利用率を50%にする

平成20年度；17%

定点観測による散在性ごみ個数を平成22年度より10%削減する

(平成21年度；13個)

産業廃棄物の不法投棄等の発生年度内における解決率を80%にする

平成21年度；80.3%

これらの取組によって目指す平成27年度の廃棄物の減量の目標について、次のとおり設定します。

一般廃棄物については、3 R 取組の強化により減量を進めるにあたって、ごみを出さない県民1人ひとりの取組が最も大切であり、その取組の効果を表す指標として、「1人1日あたりの排出量」と、減量の効果を表す指標として、「1人1日あたりの最終処分量」を目標とします。

産業廃棄物については、これまでの事業者によるゼロ・エミッションの取組による高い再生利用等の現状を維持しつつ、3 R 取組の強化により減量を進めることが今後とも大切であり、その取組の効果を表す代表的な指標として、「最終処分量」を目標とします。

《減量の目標》

< 一般廃棄物 >	実績値				目標値
	平成12年度	平成16年度	平成19年度	平成20年度	平成27年度
1人1日当たりの排出量(g/人・日) 1	1,038	1,007	977	938	910
1人1日当たりの最終処分量(g/人・日)	187	144	120	110	95

< 産業廃棄物 >	実績値				目標値
	平成12年度	平成16年度	平成19年度	平成20年度	平成27年度
最終処分量(万t)	28.6	14.6	10.3	11.2	10.0

1 1人1日あたりの排出量 = 総排出量² ÷ 人口 ÷ 年日数

2 総排出量 = 計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量

(その他の参考指標は、参考資料に掲載)

第4章 計画の推進に向けた取組

循環型社会の実現を目指し、第3章に掲げた目標を達成するため、県は次の各取組により本計画を推進します。

第1 3R推進の取組

3R取組を強化するため、市町等関係機関と連携して、廃棄物の減量に関する情報を温暖化対策とも関連づけて分かりやすく発信する「見える化」を進めます。この中で、特にリユース（再使用）を促進するため先進的な事例の紹介や不要物の交換・譲渡等の機会拡大に取り組みます。

事業者や関係団体、市町と連携して、レジ袋をはじめとする容器包装の削減の取組を進めます。

グリーン購入推進団体を支援し、県民や事業者の啓発活動等をとおしてグリーン購入の拡大を図ります。また、グリーン購入の自らの率先行動を今後とも進めます。

市町への情報提供や助言を通じて、一般廃棄物処理施設の熱利用の推進など3Rを促進します。

各種リサイクル法の適正な運用を進めます。

多量排出事業者による産業廃棄物処理計画書の作成への助言や計画書の公表をとおし、自主的な産業廃棄物の減量を推進します。

3R取組を強化するため、リサイクル製品の認定制度などの充実を図ります。

第2 適正処理の推進の取組

1. 廃棄物処理への監視指導や事業者の優良化の取組

県適正処理推進要綱に基づき、処理施設の設置に当たっての事前協議や立入検査を適確に実施します。また、不適正処理事案発生時には、迅速な指導や法令に基づく改善命令等の厳格な対応を行います。

PCB特別措置法に基づき、PCB廃棄物の保管事業者に対して適正保管の指導を行うとともに、日本環境安全事業(株)による無害化処理が円滑に進むように、関係者への情報の周知を図ります。

排出事業者や処理業者の優良化を進めるため、廃棄物処理法の周知徹底や電子マニフェストの普及を図る講習会等を開催します。

2. 適正処理の体制確保に向けた取組

(1) 一般廃棄物の適正な処理を確保するための体制等

焼却施設における発電等の熱利用施設の導入その他処理の効率化に向け、「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画」に基づく広域的な処理体制の整備に向けた情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて市町間の調整に努めます。

ごみ処理事業が社会経済的に効率的な事業となるよう、国が作成した「廃棄物会計基準」に関する情報提供や助言を行います。

処理施設等の整備に当たって、「循環型社会形成推進地域計画」の策定に関する助言を行います。

県内から発生する一般廃棄物を適正に最終処分するために、今後とも、関係府県や市町との連携・協力のもとに大阪湾フェニックス計画を推進します。

生活排水の適正処理を図るために、引き続き、県汚水処理施設整備構想による計画的な下水道や浄化槽の施設整備を進めます。

(2) 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項

排出事業者や処理業者において、安全かつ信頼性の高い処理施設の整備が図られるよう、廃棄物処理法の適確な施行を図るとともに、県適正処理推進要綱に基づき適切な指導を行います。

公共関与により設置した管理型最終処分場「クリーンセンター滋賀」の健全な運営が図られるよう、支援に努めます。

(3) 災害廃棄物

市町の災害廃棄物処理計画の策定に対して助言を行うとともに、廃棄物を処理する事業者の団体との救援協定の締結等を推進します。

3. 産業廃棄物の不法投棄等の撲滅に向けた取組

警察、市町等の関係機関をはじめ近隣府縣市との連携を強化し、効果的な監視取締活動による未然防止対策の強化を図ります。

早期発見・早期対応による問題解決を図るために、不法投棄等発生時に迅速な現地調査と行政指導を行うとともに、必要に応じて行政処分、告発等厳正な対応を行います。

地域住民等と協働による原状回復事業の実施や監視・通報体制の確立により、不法投棄等をさせない地域づくりを推進します。

4. 散在性ごみ対策

「環境美化の日」の活動をはじめとする県民運動を更に推進します。

「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例」の周知を図るとともに、市町における条例制定や不法投棄監視体制の強化を支援します。

第3 その他循環型社会の進展に資する取組

[率先行動]

県庁の環境マネジメントシステムを適切に運営し、自主的かつ積極的に環境保全の取組を行います。

「県有施設保全支援システム」の活用などにより施設の予防保全を適時適切に行い、県有施設・建物の長寿命化に努めます。

[支援]

産業廃棄物の排出抑制や製造コストの削減などの企業における資源生産性を向上するために、専門家の派遣等の支援を行います。

持続可能な地域づくりに積極的に取り組む市町に対して支援します。

[環境ビジネスの振興]

環境総合見本市である「びわ湖環境ビジネスメッセ」を開催し、資源循環ビジネスの振興を図ります。

[普及啓発]

滋賀県環境学習推進計画に基づき関連施策を体系的・総合的に進めます。

事業者が取り組みやすい環境マネジメントシステムの普及を図るため、普及促進を行うNPOなどの活動を支援します。

市町や関係団体などに対し、農村地域の活性化、地球温暖化の防止、循環型社会の形成等に向け、農村地域に多く存在するバイオマスの利活用に関する普及啓発を進めます。

第5章 計画の推進

第1 推進体制

本計画は、次の体制により推進します。

本計画は、庁内の関係部局で構成される「滋賀県湖国環境保全推進会議」を推進母体とし、琵琶湖環境部循環社会推進課において連絡調整を図りながら推進します。

なお、一般廃棄物の処理に関しては、市町、一部事務組合および県で構成する「滋賀県廃棄物処理適正管理協議会」において、情報交換や連携を図ることにより、計画を推進します。

また、平成21年度より産業廃棄物行政を所管することとなった大津市と、情報交換や連携を図ります。

また、計画の推進において、県民や事業者の積極的な協力は不可欠なことから、容器包装の削減を図る「買い物ごみ減量推進フォーラム」や、不法投棄等の未然防止を図る「地域ごみ対策会議」など各種の組織と連携を図るとともに、その活動を支援することにより一層の推進を図ります。

第2 進行管理

本計画は、次の取組により進行管理します。

廃棄物の排出および処理の状況や計画の目標の達成状況について、毎年度、公表します。湖国環境保全推進会議を通じて庁内各課と連絡調整を行います。

＜参考資料＞

一般廃棄物の将来推計値と目標値等の設定の方法

		将来推計値(第2章第3関係)	目標値等(第3章第2および参考指標関係)
総排出量		<p>人口(住民基本台帳人口)は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口(H19.5)」の推計人口(国勢調査人口)にH17年度の両者の実績の比率を乗じて算出した。</p> <p>生活系ごみは、排出原単位がH19-H20の平均値レベルで推移するものと仮定し、将来人口に乗じて推計した。</p> <p>事業系ごみは、H21-H22はH19-H20の排出量の平均値レベルで推移するものと仮定し、H23以降は県内総生産高(活動量)が年0.5%成長するものとして推計した。</p> <p>両者の和を将来総排出量とした。 (原単位ではH27; 963g)</p> <p>(総排出量H20; 47.5万t H27; 49.0万t)</p>	<p>本県の排出原単位は、H20年度で全国都道府県第9位(H20; 938g)であるが、第5位の県の排出量(907g)程度の<u>910g</u>をH27に目指すものとした。</p> <p>排出原単位を将来人口に乗じて総排出量とした。</p> <p>(排出原単位H20; 910g/人・日は、 H12値の-12%、H19値の-7%) (総排出量H20; 47.5万t H27; 46.3万t)</p>
処理量	総資源化量	<p>H19-H20の総排出量に占める再生利用量の構成比(%)の平均値を将来総排出量に乗じて推計した。</p> <p>集団回収量は横ばいで推移してきていることから、H21以降もH20値で推移するものとした。</p> <p>(総資源化量H20; 9.4万t H27; 9.7万t)</p>	<p>分別区分の見直しや雑紙の資源化等資源ごみの分別の徹底により、県民1人1日当たりの資源ごみ量を約190g(H20; 153g)に増量と設定した。(資源化増量分約40gは、可燃ごみ中の紙ごみ約2割に相当)</p> <p>(総資源化量H20; 9.4万t H27; 11.5万t) (再生利用率H20; 20% H27; 25%)</p>
	最終処分量	<p>H19-H20の総排出量に占める最終処分量の構成比(%)の平均値を将来総排出量に乗じて推計した。</p> <p>(最終処分量H20; 5.6万t H27; 5.9万t)</p>	<p>埋立ごみの排出抑制や焼却されていた雑紙の資源化等により、<u>1人1日95g</u>(H20; 110g)への減量をH27に目指すものとした。</p> <p>(H20; 5.6万t H27; 4.8万t)</p>

(下線が減量の目標値である。)

産業廃棄物の将来推計値と目標値等の設定の方法

		将来推計値(第2章第3関係)	目標値等(第3章第2および参考指標関係)
総排出量	農業	横ばいで推移してきていることから、H21以降もH20実績レベルで横ばいで推移するものとした。	H27指標値においても左記と同じとした
	水道業	上水汚泥は将来の人口推移に応じて推移するものとし、下水汚泥は将来計画処理水量に応じて推移するものとした。	H27指標値においても左記と同じとした
	鉱業 製造業 建設業	H21～H22はH20レベルで推移とし、H23～27値はH23以降は県内総生産高(活動量)が年0.5%成長するものとして推計した。	国の基本方針(改定案)で総排出量の目標は「H19値の+1%に抑制」、とされているが、本県ではH19よりも総排出量が少なかったH20実績値の概ね+1%に抑制するとして設定した
	その他業種		
	総排出量	上記の将来推計値の各業種の合計量 (総排出量H20;389万t H27;401万t)	上記の指標値の各業種の合計量 (H20値の概ね+1%に抑制) (総排出量H20;389万t H27;394万t)
処理量	再生利用量	処分は品目毎に処理形態が異なることから、各品目のH20の再生利用率に当該品目の将来排出量を乗じて品目毎の再生利用量見込み値を推計し、合計した。 (H20;179万t H27;184万t) (再生利用率H20;46% H27;46%)	総排出量のH27指標値から左記と同様に各品目毎の再生利用量を推計した。 各業界団体が公表する代替燃料利用としての廃プラ・木くずの受入量見込み等から、この2品目については県内で資源化が見込まれる量を推計して加算した。 (廃プラ(70 75%)、木くず(88 89%)) (再生利用量H20;179万t H27;181万t) (再生利用率H20;46% H27;46%) (有効利用率H22;89% H27;88%)
	最終処分量	各品目のH20の最終処分率に当該品目の将来排出量を積算して品目毎の最終処分量見込み値を推計し、合計した。 (最終処分量H20;11.2万t H27;10.7万t)	総排出量のH27指標値から左記と同様に各品目毎の最終処分量を推計。再生利用率の増加を見込んだ廃プラ、木くずについては、再生利用され最終処分が削減されると見込まれる量を推計最終処分量から差し引き、 <u>最終処分量を10万tとする減量をH27に目指すものとした</u> (最終処分量H20;11.2万t H27;10万t)

(下線が減量の目標値である。)

< 廃棄物の減量を進めていく上で参考とする指標 >

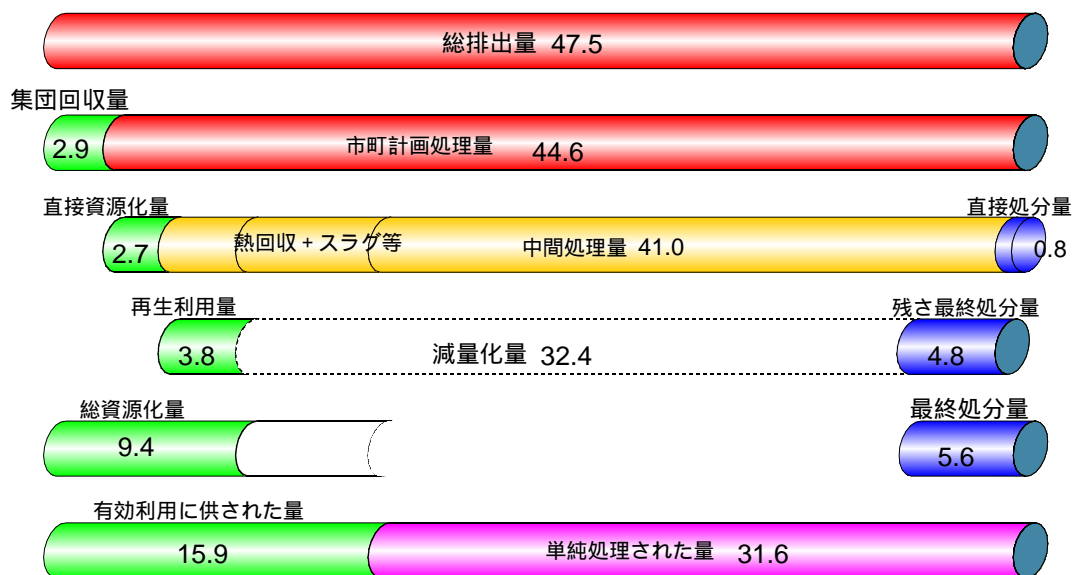
本編第3章第2の計画の目標における《 減量の目標 》の達成に向けた取組を進める上で、全体的な資源循環の状況を把握するために以下をその他の参考とする指標とし、減量の目標値と併せて毎年度把握していくものとします。

< 一般廃棄物 >	実績値				将来値
	平成12年度	平成16年度	平成19年度	平成20年度	平成27年度
総排出量(万t) 1	50.5	50.0	49.3	47.5	46.3
総資源化量(万t)	7.0	9.3	9.8	9.4	11.5
再生利用率(%) 2	13.9%	18.6%	19.9%	19.8%	25%
最終処分量(万t)	9.1	7.2	6.1	5.6	4.8
資源化されない量(万t)	43	39	32	32	28.8

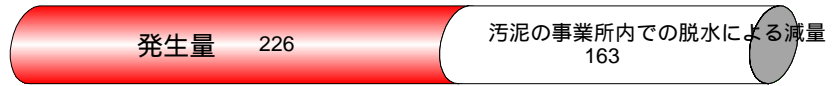
< 産業廃棄物 >	実績値				将来値
	平成12年度	平成16年度	平成19年度	平成20年度	平成27年度
総排出量(万t)	384	401	404	389	394
発生量(万t) 3	224	236	234	226	231
総資源化量(万t)	166	191	185	179	181
再生利用率(%) 4	43%	48%	46%	46%	46%
有効利用率(%) 5	78%	87%	89%	89%	88%
資源化されない量(万t) 6	50	32	25	24	27

- 1 総排出量 = 計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量
- 2 再生利用率 = 総資源化量 ÷ 総排出量 × 100%
- 3 排出事業所での汚泥脱水後でみた総排出量
- 4 再生利用率 = 再生利用量 ÷ 総排出量 × 100%
- 5 有効利用率 = 有効利用された量 ÷ 発生量 × 100% (脱水後を基準とした実質的な再生利用率)
- 6 資源化されない量 = 発生量 - 有効利用された量

< 一般廃棄物の各指標の関係 > (平成20年度実績)



< 産業廃棄物の各指標の関係 > (平成20年度実績)



資源化されない量



最終処分量



中間処理による減量

中間処理による減量